





# 自主運行バス 勝間田線（坂下系統）普通運賃（案）

改定後運賃
改定前運賃（現行運賃）

初乗運賃	200円
	170円

【表の見方】

坂下から勝間の場合

- 乗車バス停と降車バス停を縦横で結びます。
- 改定前は下段の270円、改定後は上段の300円となります。

				坂下
			中島	200
		最明寺	200	200
	勝間↓	智生寺	170	180
勝間学校前	200	200	280	300
	170	180	250	270

								坂下
								中島
								200
							最明寺	170
							200	200
							智生寺	170
							200	210
							勝間↓	180
							勝間学校前	200
							170	180
							200	280
							勝間↓	250
							勝間学校前	270
							200	300
							法士	170
							170	190
							200	270
							三栗口	280
							170	310
							200	330
							三栗口	240
							170	250
							200	280
							三栗口	350
							170	370
							200	420
							三栗口	450
							三栗口	220
							170	270
							200	300
							三栗口	370
							170	400
							200	480
							三栗口	500
							170	320
							200	350
							三栗口	400
							170	420
							200	490
							三栗口	590
							170	410
							200	470
							三栗口	490
							三栗口	240
							170	270
							200	310
							三栗口	380
							170	330
							200	380
							三栗口	450
							170	380
							200	410
							三栗口	490
							三栗口	270
							170	310
							200	360
							三栗口	430
							170	330
							200	380
							三栗口	450
							170	380
							200	410
							三栗口	490

※なお、小学生以下、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳所持者、手帳所持者を介護する者の運賃を2分の1とする取り扱いに変更はありません。  
また、定期旅客運賃については改定後の通常旅客運賃により計算します。

# 自主運行バス 相良御前崎線 普通運賃（案）

改定後運賃
改定前運賃（現行運賃）

初乗運賃	200円
	170円

【表の見方】

地頭方海岸から相良本通の場合

- ・乗車バス停と降車バス停を縦横で結びます。
- ・改定前は下段の290円、改定後は上段の340円となります。

			地頭方海岸
		落居南	200
			170
	地代口	200	220
		170	190
	波津西	200	200
		170	210
		200	290
		170	250
相良本通	200	210	290
	170	180	250
			290

									大山↓	御前崎海洋センター
									御前崎小学校前	200
										170
								御前崎支所前	200	200
									170	170
							新谷	200	200	220
								170	170	190
							遠渡	200	200	240
								170	170	250
							地頭方漁港入口	200	200	220
								170	170	270
							新庄↓	200	200	240
								170	170	280
							地頭方辻	200	200	210
								170	170	240
								200	200	210
							地頭方海岸	200	200	240
								170	170	280
								200	200	290
							落居南	200	200	320
								170	170	380
								200	200	330
							地代口	200	220	400
								170	190	460
								200	240	350
								170	210	380
								200	290	470
								170	250	520
								200	320	440
								170	280	470
								200	350	560
								170	300	520
								200	370	440
								170	330	470
								200	400	520
								170	350	570
								200	430	440
								170	370	470
								200	440	510
								170	410	510

※なお、小学生以下、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳所持者、手帳所持者を介護する者の運賃を2分の1とする取り扱いに変更はありません。  
また、定期旅客運賃については改定後の通常旅客運賃により計算します。

